

第4章



次世代育成支援の施策展開

第4章 次世代育成支援の施策展開

基本目標1 地域における子育て支援

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進



基本目標 1 地域における子育て支援

施策の方向 1 地域における子育て支援の充実 **重点施策**

核家族化等の進行による子育ての孤立化が問題となっており、安心して子育てのできる地域づくりが必要となっています。子育て家庭に対しては、ニーズに対応する様々な子育て支援の拡充が求められています。

本市でも、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業等、地域での様々な支援策を講じてきました。

今後は、子育てを取り巻く社会環境の変化や、子育て家庭のニーズの多様化に対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業（13事業）を中心とした子育て家庭への支援の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
利用者支援事業 ・・・13事業①	子育てコーディネーターにより、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子育て家庭が子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談・助言を行う。	平成25年度から継続	こども支援課
地域子育て支援拠点事業 ・・・13事業② 重点事業	地域子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。	継続・拡大 (3か所→4か所)	こども支援課
養育支援訪問事業（育児ヘルプサービス事業） ・・・13事業④	出産後の保護者の疾病やその他の理由により、乳児の養育に支障が生じたとき、その家庭において家事援助及び育児支援を行う。	継続	保健センター
病児保育事業 ・・・13事業⑧	保育が必要な児童が病気の時（病児対応）、病気の回復期（病後児対応）に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する。	病後児対応型：2か所 病児対応型の検討	こども支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・・・13事業⑨ 重点事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊び及び生活の場を提供する。	土曜日開館 専用スペースの確保	こども支援課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・・・13事業⑩	地域において、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、育児や介護について助け合う会員組織事業を行う。	継続	こども支援課
未就園児に対する子育て支援事業	公立幼稚園において未就園児親子登園事業や育児相談を行う。	継続	学校教育課

施策の方向2 教育・保育事業の充実 **重点施策**

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることが求められています。

今後は、親とともにいることが子どもの一番の幸せであるという点に配慮しながらも、同時に、子育て家庭の多様化するニーズに対応できるよう、本事業計画に基づき、教育・保育の量の拡充を図ります。また、保育士等職員の研修等を行い、資質の向上に努めます。さらに、幼児期の学校教育の果たす役割の重要性を踏まえ、より一層私立幼稚園との連携・協力を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
認可保育所の運営 ・・・教育・保育	認可保育所において保育の必要な乳幼児を保育する。	継続	こども支援課
地域型保育事業 ・・・教育・保育 重点事業	保育の必要な0～2歳児を家庭的な雰囲気の中で保育する。 (小規模・家庭的・事業所内・居宅訪問型保育事業)	新規	こども支援課
乳児保育事業	産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育を行う。	継続	こども支援課
障害児保育事業	保育が必要な3歳以上の知的障がい・身体障がい児等で、原則として障がい軽・中程度で集団保育可能な児童を保育する。	継続	こども支援課
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日を含め年間を通して開所し、保育が必要な児童を預かる。	検討	こども支援課
保育士研修事業	多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、保育関係職員による各種会議や研修を行う。	継続	こども支援課
一時預かり事業 ・・・13事業⑥	◆一時預かり事業（一般型）◆ 家庭保育を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う。 ◆一時預かり事業（幼稚園型）◆ 子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う。	一般型：継続 幼稚園型：新規	こども支援課
時間外保育事業 ・・・13事業⑦	保育の必要性の認定による保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を超えて児童を預かる。	継続	こども支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・13事業⑩	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	検討	学校教育課 こども支援課
多様な主体が参画することを促進するための事業 ・・・13事業⑬	新規参入事業者の支援を行い特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。	検討	こども支援課



具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
保育所地域活動事業	保育所で老人クラブや中高校生との交流活動を行う。	継続	こども支援課
認可外保育施設への支援	認可外保育施設に対し4歳未満児の保育に係る経費を助成する。	継続	こども支援課
事業所内保育施設への支援	事業所内保育施設に対し4歳未満児の保育に係る経費を助成する。	継続	こども支援課
就園奨励費補助事業	施設型給付を受けない幼稚園に就園する満3歳から就学前の園児の保護者に対し、市民税の所得割額に応じ保育料等の一部を補助する。	継続	こども支援課
幼児教育振興助成事業	10月1日現在私立幼稚園に就園する満3歳から就学前の園児の保護者に対し助成する。	継続	こども支援課

施策の方向3 子育て支援のネットワークづくり

保護者が子育ての第一義的な責任を有するものですが、社会環境の大きな変化により、子育てそのものに不安を感じる親も多くみられます。そのような不安を解消するためにも、子育て家庭と地域の関連機関、地域住民の連携、そして、その連携の周知や子育て情報の発信が必要になっています。

今後は、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
子育て支援ネットワーク委員会	保健、福祉、教育の各関係機関の代表者によるネットワークを組織し、子育てに関する情報提供及び交流事業を実施する。	継続	こども支援課
子育て支援に関する情報提供の充実	子育てに関する情報を市のホームページに集約し情報提供を行う。	継続	こども支援課

施策の方向4 子どもの健全育成

子どもの健全育成のためには全ての子どもを対象とした、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、様々な学習や体験、交流ができる安全・安心な居場所づくりが必要となっています。

今後は、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、子どもの健全育成を図るため、児童が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、事業の充実を図ります。

また、虐待防止の取組やいじめ問題や少年非行の立ち直り支援、不登校等への対応についても地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関や地域ボランティア等の連携を推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ・・・13事業⑨ 重点事業(再掲)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊び及び生活の場を提供する。	土曜日開館 専用スペースの確保	こども支援課
児童センターの運営	自由来館の児童を広く受け入れ、子どもの健全育成を図る。	継続	こども支援課
児童センター整備事業	小学校区単位に児童センターの整備を図る。	継続	こども支援課
放課後子供教室	小学校の余裕教室等で放課後の学習や体験活動を行う。	検討	生涯学習課 こども支援課
地域活動クラブの支援	各地区の児童センターを拠点に、地域の方々との協力を得ながら伝統行事、親子の親睦活動や、児童文化活動等を行い地域の児童福祉の向上を図る。	継続	こども支援課
子ども祭りの開催	各地区で開催される地区子ども祭りに対し助成する。	継続	こども支援課
図書館の活用	市民の学習ニーズに対応した蔵書及び視聴覚資料の充実とともに、幼児・児童等に図書館に親しんでもらう事業を展開する。また、視聴覚教育振興の一助とする。	継続 (折紙教室、おはなしひろば、親子映画会、各種視聴覚教育講座)	生涯学習課
青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係機関一丸となり、様々な事業の展開や団体の育成を図る。	継続	こども支援課
市民総合スポーツ祭	世代や障がいを超え、見るスポーツから参加するスポーツへの動機づくりとコミュニティ活動の活性化を促す。	継続	文化・スポーツ課
スポーツ大会・スポーツ教室の開催	小中学生の運動の基本と体力向上を図るとともに、参加者相互の親睦・融和を深め青少年の健全育成に寄与する。	継続	文化・スポーツ課



具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
スポーツ少年団の育成	小学校児童の体力及び技術の向上を図り、青少年の健全育成に寄与する。	継続	文化・スポーツ課
市民体育館無料開放	学校週休2日制導入により、市民体育館を市民に無料開放する。	実施内容の検討	文化・スポーツ課
学校施設の開放	地域スポーツの振興を図るため、学校施設を市民に開放する。	継続	文化・スポーツ課
ジュニアリーダーの育成	地域のリーダーとして活動する中高校生の育成を図る。	継続	生涯学習課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談・指導を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	継続	社会福祉課
社会を明るくする運動	法務省が主唱する犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を展開する。	継続	社会福祉課
家庭児童相談	家庭における人間関係の健全化及び児童福祉の適正化等の相談・指導・支援を実施する。	継続	こども支援課
青少年相談員	青少年（幼児を含む小中高校生）が抱えている問題や悩みごとについての定例相談を実施する。	継続	こども支援課

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策の方向1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 **重点施策**

安心して子育てをするためには、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健事業を充実させることが必要です。

現在、本市では、各種健診や相談事業のほか、母子の健康保持、増進を図る支援体制を設けており、安心して子育てできる環境を整備しています。

妊娠中は様々な要因により精神的に不安になったり、また出産後は子育てにおける身体的、精神的負担により孤独感を感じたりすることもあります。これらの不安感や孤独感を和らげると同時に、子どもの健康に関する必要な知識を今後とも一層浸透させ、母子ともに健やかに、子育てに喜びを感じることができるよう支援します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
母子健康相談支援事業	母子保健コーディネーターにより、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を行う。	新規	保健センター
母子健康手帳交付	妊婦の届出に際し、妊婦、乳幼児期の記録となる母子健康手帳を交付する。	継続	保健センター
妊婦一般健康診査 ・・・13事業①	医療機関で受けられる妊婦健康診査（14回、多胎児妊婦の場合は7回追加）の助成を実施する。	継続	保健センター
マタニティ相談	母子健康手帳交付時に個別相談票を作成し、妊婦の個別ケアと相談を実施する。	継続	保健センター
マタニティセミナー	妊娠中から口腔の健康と生活習慣病を予防し、健康的な生活が送れるよう支援する。	継続	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業 ・・・13事業③ 重点事業	授乳や育児に対する不安の軽減を図るため乳児のいる家庭を訪問し保健指導を行う。子どもに病気等がある場合は保健師との連携により行う。	継続	保健センター
2か月・8か月児健康診査 (医療機関委託)	疾病の早期発見・早期治療促進のため、かかりつけ医での健康診査を行う。	継続	保健センター
3か月児健康診査	安心して育児ができるよう健康診査及び育児に対する情報提供や保健指導を行う。	継続	保健センター
7か月児相談	離乳食指導や歯科指導を中心とした育児相談を行う。	継続	保健センター
幼児健康診査	1歳8か月・3歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健診に合わせ歯科指導や幼児期の発達に応じた育児の援助を行う。	継続	保健センター
乳幼児訪問	発達や育児に心配のある乳幼児の保護者への支援及び育児不安への支援のため、訪問を実施する。	継続	保健センター



具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
特定不妊治療助成事業	宮城県の不妊治療助成金受給者を対象に1回10万円（治療内容により5万円）を上限に助成する。	継続	保健センター
発達支援事業 （ことばの相談室） <u>重点事業</u>	ことばの発達に問題をもつ子どもの原因を明らかにして、保護者の不安除去に努める。	継続	保健センター
発達支援事業 （幼児発達相談） <u>重点事業</u>	発達に課題を抱える子どもの精神発達や心理状況を明らかにし、発達を支援する。身近な地域で安心して心理検査を受けることができるよう支援する。	継続	保健センター
子どもの事故防止啓発事業	7か月児相談時の集団指導やパンフレットの配布により発達段階に応じた事故予防の啓発を実施する。	継続	保健センター
予防接種の実施 <u>重点事業</u>	「予防接種法に基づく予防接種」を行い、未接種者に対して積極的に勧奨する。	継続	保健センター
むし歯予防事業 <u>重点事業</u>	フッ素相談及び乳幼児健診や育児サークル等での親子の歯磨き指導を実施する。	継続	保健センター

■切れ目ない妊産婦・乳幼児の保健対策事業の目標値

No	事業名	平成25年度 現状値	平成31年度 目標値	調査基準
1	母子手帳を妊娠11週までに届出する人の割合	92.8%	維持	母子健康手帳 交付時
	妊娠中の非喫煙率	95.1%	98%	
2	乳幼児健康診査の受診率			
	3か月児健康診査	99.3%	維持	
	1歳8か月児健康診査	94.1%	98%	
	2歳6か月児歯科健診	88.2%	90%	
	3歳6か月児健康診査	95.4%	98%	
3	むし歯予防教室等への参加	286人	300人	育児サークル・子育て支援センター集計
4	新生児・産婦訪問の出生数に対する訪問率	98.1%	維持	
5	1歳8か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合	98.9%	維持	3歳6か月児 健康診査
	3歳6か月児健康診査でむし歯のない子どもの割合	78.8%	80%	
	子どもが歯磨きした後、大人が仕上げみがきをしている割合	93.1%	維持	
	おやつを定期的に与えている割合	93.1%	維持	
7	生活のリズムを整える 22時以降に就寝している3歳児の割合	27.7%	20%	
8	出生後1か月時の母乳栄養の割合（混合を含む）	95.7%	96%	3か月児健康診査

施策の方向2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学校や地域の関係機関の連携のもと、思春期特有の「健康」、「性」、「心」の問題に適切に対応できるような体制を作ることが必要です。10代の人工妊娠中絶や性感染症の増加、凶悪犯罪の低年齢化、薬物の乱用等、青少年に直接関わり得る問題が多様化しています。

自分の健康や命の大切さを認識することは、他の人の健康や命の大切さも認識することにもなります。そこで、自分自身の身体に関する正しい知識を持てる学習機会の充実や、相談体制の整備を図る必要があります。命の大切さを知り、身体をいたわるために、薬物や性感染症の正しい知識を普及させ、自制心の育成を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
歯科健康教育事業	PTAや地区組織との連携により歯科健康教育を実施する。	継続	保健センター
発達支援事業 (児童思春期相談)	自我の形成される児童思春期の心身の問題を解決するため精神科医師による相談を実施する。	県子ども総合センター・精神医療センター等と連携、支援	保健センター
性に関する教育	小中学校の「保健」や「学級活動」の時間等で「思春期の心と体の問題」と関連させて「性」に関する授業を行う。	継続	学校教育課
薬物に関する教育	小中学校の「保健」の時間において、薬物の危険性やタバコの害についての指導を行う。	継続	学校教育課



施策の方向3 「食育」の推進 **重点事業**

子どもの心と身体の健やかな成長のためには、食べるということが健康の基本であるということを念頭において、食べ物を選択する、調理する、楽しく食べるといった子どもの成長に応じた食生活全般にわたる知識や正しい食習慣を身に付けることが必要です。

食育指導や親子の調理実習を通して、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得を促進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
乳幼児健診を活用しての食育指導	乳幼児健診時、食についての個別指導又は集団指導を通して成長に応じた食育を行う。	継続	保健センター
離乳食親子体験教室	第1子が7～9か月の両親を対象に家族の食事並びに離乳食の調理実習を行う。	継続	保健センター
キッズクッキング	2歳半から3歳の幼児を対象に調理実習を行う。発達・発育に応じた食事の量などを啓発する。	平成26年度から継続	保健センター
保育所での食や栄養についての指導	保育所で栄養士等により食や栄養の指導を行う。	継続	こども支援課
料理教室	地域組織と連携し、その時期にあった食の大切さや量を伝え、お弁当や野菜料理等の料理教室を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児をもつ母親の料理教室 ・親子料理教室 ・PTA・子ども会料理教室 ・育児サークル親子料理教室 	継続	保健センター
地域活動事業（食生活改善推進員）の推進	食生活改善推進員による（小学生を対象とした）適切な食習慣の形成に向けた講義及び調理実習を行う。	継続	保健センター
学童のおやつづくり	児童センター等において地域組織と連携し、伝承料理やおやつづくりを実施する。	継続	こども支援課
食や栄養についての指導	各小中学校において、栄養士を招き、家庭科の授業や給食指導の中で「食」についての指導を行う。	継続	学校教育課

施策の方向4 小児医療の充実

現在、小児専門医は全国的に減少している傾向にあります。

小児医療は安心して子どもを生み育てるための基盤となるものですが、小児専門医の減少や小児診療科の減少等、子どもを専門に診察する基盤が崩れ、子どもを取り巻く医療は厳しい状況にあります。本市においては、平成20年度より、医療費助成の所得制限額や対象年齢の引き上げ等、経済面での援助の充実に取り組んできました。

小児医療機関と連携して、子どもの健康について日頃から相談できる環境を作るとともに、近隣自治体の医療機関との連携を強化し、小児医療体制の充実に努めます。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
医療費助成 (乳幼児等医療費助成)	乳幼児等の医療費の一部を助成し、健康の保持と家庭医療費の軽減を図る。	継続	こども支援課
医療費助成 (母子・父子家庭医療費助成)	配偶者のない女子又は男子で、現にその児童を扶養している方とその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、父母のいない児童の医療費のうち、保険診療による自己負担分、外来では1か月1,000円を超えた金額、入院では1か月2,000円を超えた金額について助成する。	継続	こども支援課
小児救急医療における近隣市、関係機関との連携	医療圏での小児科医の不足を解消するため、広域体制整備を県に働きかける。	継続	保健センター



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向1 次代の親の育成

現在、男女ともに家事や育児を協力しあって行う男女共同参画の意識も浸透しつつありますが、まだ性別での役割分担が根強く残っているのが現状です。

男女が協力して家庭を築くことや子どもを育てるものの意義に関する教育、広報、啓発について各分野が連携して、効果的な取り組みを推進し、地域社会の環境整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
家庭生活における男女共同参画の啓発・促進	子育てに関して父親と母親の共同責任と協力の重要性を認識するような学習機会等の拡充や、男性の家庭生活への参画を容易にするような知識・技術等の習得を図る講座等の拡充を行う。 「男女共同参画」イベントを通し、子育ては父母の共同責任が重要という認識を養う。	継続	男女共同・市民参画推進室
世代間交流	保育所、児童センターにおいて、中高校生が乳幼児や小学校児童とふれあえる機会を設ける。	継続	こども支援課
子育て・親育ち講座（家庭教育講座）	幼稚園・小中学校等多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育講座を実施し、学習の機会を提供する。 特に、就学前児童をもつ親に対して、子育てに関する学習機会や情報の提供を家庭教育支援チーム員を通して普及・啓発に努める。	継続	生涯学習課

施策の方向2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもたちが個性豊かに生きる力を育成できるよう、学校施設の適切な整備や、道徳教育、健康教育を含む教育内容・方法の一層の充実が求められています。

いじめ、暴力行為、不登校等に対応するため、専門家による相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークづくりを強化し、保護者や地域住民の参画を得た地域とともにある学校づくりを推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
指導主事学校訪問	仙台教育事務所の指導主事学校訪問の際、市教委指導主事も同行し、基礎・基本の定着を図る学習指導の推進と充実を目的として指導を行う。	継続	学校教育課
外国語指導助手（ALT）の招致事業	小中学生に生きた外国語に接する機会を設け、英語教育の充実を図ることを目的に招致する。また人員の充実を図る。	継続	学校教育課
子ども読書活動の推進	読書活動推進関係機関・団体及び家庭との連携協力のもと、子どもに対し、進んで本にふれあう気持ちを育てる。	継続	生涯学習課
小学校への芸術教育支援事業	宮城県巡回小劇場、宮城県青少年劇場小公演を開催する。	継続	文化・スポーツ課
体験学習の推進	ボランティア活動や職場体験、農業体験等を通して、豊かな人間性を高める。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）	児童生徒の臨床・心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言・援助も行う。	継続 スクールソーシャルワーカーとの連携	学校教育課
不登校生徒への指導員の定期的な訪問	不登校生徒への訪問指導を行う。	継続	学校教育課
各公民館の生涯学習の提供	各ライフステージに即した学習目標を設定することで、時代の変化に対応する能力、心身ともに健康であるために必要な生活習慣等を身に付ける。	継続	生涯学習課
学校評議員の導入	学校運営に保護者や地域住民等の学外の意見を取り入れるため、幼稚園、小学校、中学校に学校評議員を導入する。	継続	学校教育課
教育用コンピュータの整備	情報教育を推進するため、各小中学校に教育用コンピュータを整備する。	継続	学校教育課
学校施設整備事業	校舎の増改築、プール・武道場の増改築、トイレの改造等を継続的に行う。	継続	庶務課
教職員研修事業	多様化する学校教育のニーズに対応していくため、教職員による会議・研修会を行う。	継続 防災教育の強化	学校教育課



施策の方向3 家庭や地域の教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもが健やかな成長を果たすには、家庭の役割が最も重要です。

今後は、学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力して、次の世代を地域全体で育成する気運を高める施策を展開していくことが望めます。親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、様々な人が、ともに子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって、地域で展開されている様々な活動のネットワーク化や人材育成を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
公民館の活用	幼児と母親・児童生徒・青少年を対象とした講座等を開催し家庭教育・青少年に関する学習機会の提供を図る。	継続	生涯学習課
中学生海外派遣事業	「次代を担う青少年を海外に派遣し、国際感覚の豊かな人材を育成すること」を目的として、市内在住の中学生22名を毎年カナダとオーストラリアへ交互に派遣する。	継続	総務課
わんぱく交歓研修会	名取市・上山市児童の交流を通して、児童の社会性を培い、情操豊かな子どもの育成を図る。	継続	生涯学習課
ジュニアリーダー研修会	子ども会活動の充実を図るため、在学青少年を対象に理論・実技の研修を行い、地域の子ども会指導者として養成する。	継続	生涯学習課
インリーダー・子ども会育成者合同研修会	市内各小学校5・6年生が、地区子ども会の中心リーダーとして活躍する上での資質の向上を図り、また、子ども会育成者の任務について理解を深める。	継続	生涯学習課

施策の方向4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌、ビデオ、テレビ、インターネット等による性や暴力等に関する過激な情報や、インターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されることから、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主規制を働きかける必要があります。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年がインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進する必要があります。

さらに、各種メディア依存の弊害について啓発するとともに、地域・学校・家庭における情報モラル教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
教育用コンピュータへのフィルタリングの設定	各小中学校の教育用コンピュータに効果的なフィルタリングを設定し、インターネットを適切で安全・安心に使用できる学習環境を整える。	継続	学校教育課
情報モラル教育	授業や生徒指導の場において、児童・生徒に対し情報モラル教育を行う。	継続	学校教育課
各種メディア依存の弊害の啓発活動	市内小中学生及びその保護者等にパンフレット等を配布し、各種メディア依存の弊害について啓発する。	継続	学校教育課 こども支援課
フィルタリング等の普及啓発活動	青少年健全育成関係者研修会等においてフィルタリング等の普及啓発活動を行う。	継続	こども支援課



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 1 安全・安心な生活環境の整備

安心して子育てをするためには、安全で安心して生活できる環境の整備が必要です。安全に利用できる道路環境や親子で安心して出かけられる公園等の整備や維持管理、情報提供を図ります。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
公園・緑地の整備	都市公園、児童遊園等の遊具の定期的な安全管理と公園・緑地の整備を図る。	継続	都市計画課 こども支援課
公園マップの作成	安心して利用できる公園のマップを市のHPに掲載する。	継続	都市計画課 こども支援課
通学路の安全確保	関係機関の連携による通学路の安全点検調査を行い、交通環境の整備を進める。	継続	庶務課 防災安全課 土木課
人にやさしい道づくり (市道の整備)	交通弱者対策として、誰もが安心して歩けるようにバリアフリーに対応した、安全でゆとりある歩道整備を推進する。	継続	土木課
地域の道路の整備	道路・歩道の整備を行う。	継続	土木課
通過車輛の制限速度の抑制	関係課と調整を図り現地調査を行いながら、信号機設置、交通規制、横断歩道の設置等について、所轄警察署を通じ公安委員会への要請を行う。	継続	防災安全課
授乳等の場所の提供 (赤ちゃんの駅事業)	外出した際の授乳やおむつ替えができる場所の提供に努める。	継続	こども支援課
街路灯整備	交通安全・防犯のため街路灯を設置する。既存施設の管理、ガードレール等の設置を行う。	継続	土木課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

施策の方向1 職業生活と家庭生活の両立の推進

男女共同参画社会の進展に伴い、男女とも子育てを行うこと、仕事と家庭の両立をすることがますます重要になっています。

今後は、男性・女性を問わず、ライフステージに合わせ多様な働き方ができるように企業に対して、子育てしやすい職場づくりや子育てについての理解・協力が得られるよう、国、県等の機関と連携を取りながら普及啓発活動に努めます。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
男女共同参画情報紙 ハンドインハンド21 プラスの発行	市民で構成している男女共同参画推進委員が多様な働き方を取材し、手作り情報紙の発行等市民への意識啓発を行う。	継続	男女共同・市民参画推進室
講演会の開催	男女共同参画社会の実現に向けて、市民が一堂に会し、一緒に考え理解を深めるため「名取市民のつどい」を開催する。	継続	男女共同・市民参画推進室
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度の周知を行う。	継続	商工観光課 男女共同・市民参画推進室
就業支援セミナーの開催	若年層や、出産・育児により退職し再就職を希望する方に対し、就職に必要な知識の習得を図るセミナーを開催する。	継続	商工観光課
就職関係機関との連携	若年層の就業や再雇用・再就職、仕事と育児の両立を希望する方を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図る。	継続	商工観光課
労働条件改善の啓発	市内の企業を対象に、労働時間の短縮、フレックスタイム、在宅就労の導入の周知に努める。	継続	商工観光課



基本目標 6 子ども等の安全の確保

施策の方向1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

本市には、国道4号等の主要幹線道路があり、また、仙台市周辺であるという地理的な条件も重なって、交通量が多くなっています。

子どもの安全を守るために、子ども一人ひとりが交通ルールを身に付けることができるように交通安全教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
交通安全教室の開催	保育所・幼稚園・小学校・中学校・高齢者を対象に、交通安全の啓発普及のための運動を行う。	継続	防災安全課 学校教育課 こども支援課
交通安全街頭指導	交通指導隊、教員、保護者が街頭に立ち、通学時の誘導や安全確保について指導を行う。	継続	防災安全課 学校教育課
交通安全運動キャンペーン	パンフレットやグッズ等を配布し、交通安全の啓発を行う。 チャイルドシートの正しい着用についての普及啓発を行う。	継続	防災安全課

施策の方向2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

不審者による声かけや連れ去り、誘拐事件など、子どもが被害者になる事件や犯罪は後を絶ちません。

社会全体で子どもを事件や犯罪から守っていくためには、地域で子どもを見守るとともに、子どもが自ら防犯対策を身に付けることが求められます。

今後は、子どもを事件や犯罪から守るための防犯意識の啓発や防犯に必要な情報を関係各機関と連携して提供し、子どもが犯罪等の被害に遭わないような施策を推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
名取市防犯協議会との連携の強化	各地区の防犯活動団体との連携によりパトロールを実施する。 市内8地区の防犯協会への情報提供、広報への掲載を行う。	継続	防災安全課
安全教育の推進	不審者を想定した避難訓練、防犯ブザーの使用訓練及び緊急避難指導を行う。	継続	こども支援課
情報提供の迅速化	地域や関係機関が連携し、不審者遭遇等の情報伝達の迅速化を図る。	継続	学校教育課 こども支援課 防災安全課
子ども110番の家の設置	不審者等から子どもを守るため、各学校において児童生徒の緊急避難場所として地域住民等の協力を依頼する。	継続	学校教育課
防犯ブザーの配布	不審者対策として、市内小中学校児童生徒全員に防犯ブザーを携帯させる。	継続	学校教育課
「子どもを見守る隊」等防犯団体の組織化	地域のボランティアによる防犯組織を立ち上げ、子どもの安全を確保する。	継続	学校教育課
不審者についての情報共有	不審者情報の共有化のため、学校・警察等関係機関による会議を開催する。	継続	学校教育課



施策の方向3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等による精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用し継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要があります。

メンタルケアに対応できる人材を育成、確保するとともに、関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
スクールカウンセラー活用事業 (生徒相談事業) (再掲)	児童生徒の臨床・心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言・援助も行う。	継続	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	継続	こども支援課

基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

近年の都市化や核家族化を背景に、地域の連帯感の希薄化等により、家庭における子育ての機能が低下し、子どもに関わる問題も複雑化かつ多様化してきています。このような中で、身近に相談できる相手を持たず、育児に悩む親が増え、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待につながる考えられます。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼします。児童虐待は社会に顕在化しにくいという特質ではありますが、早期発見、早期対応がなによりも重要です。そのためには市民一人ひとりが、虐待を防ごうとする意識をもつとともに、学校や保育所、幼稚園、保健センター等関係機関が連携して情報収集するとともに地域で見守っていくことが大切です。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員により、児童虐待に関する相談・指導・助言を行う。	継続 児童虐待防止に係る 広報啓発の強化	こども支援課
虐待の早期発見と予防	健康診査、健康相談、訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行う。	継続 児童虐待防止に係る 広報啓発の強化	こども支援課 保健センター 学校教育課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	継続	こども支援課
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談・指導を行い、主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当する。	継続	社会福祉課



施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭においては、就労や育児、家事等、経済面や日常生活面で様々な悩みや不安を抱え、解決に苦慮する状況が多くあります。

ひとり親家庭の自立に向けて、子育て・生活支援策の推進、就業支援策の推進、経済的支援策の推進、相談体制・情報提供の充実に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
ひとり親・寡婦福祉資金の貸付	県の福祉資金貸付金制度の情報提供をする。	継続	こども支援課
医療費助成 (母子・父子家庭医療費助成)(再掲)	配偶者のない女子又は男子で、現にその児童を扶養している方とその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、父母のいない児童の医療費のうち、保険診療による自己負担分、外来では1か月1,000円を超えた金額、入院では1か月2,000円を超えた金額について助成する。	継続	こども支援課
児童扶養手当の支給	父又は母がいない家庭(行方不明や重度の障がいがある場合を含む)で、18歳の年度末までの児童又は心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している母や父、又は父母に代わって児童を養育している保護者に支給する。	継続	こども支援課
母子寡婦福祉連合会への支援	母子・寡婦家庭の自立促進及び地域社会での理解と連帯を通して、家庭と子どもの健全育成を図るために支援を行う。	継続	こども支援課
ひとり親・寡婦相談事業	県がひとり親家庭(20歳未満の児童を扶養)及び寡婦家庭(20歳以上の子を扶養)に対し経済的自立のための助言及び指導をする相談事業の情報提供を行う。	継続	こども支援課
ひとり親家庭の親への就業・自立支援	ひとり親家庭の親に対する自立、就業の支援を行う。	継続	こども支援課
ひとり親家庭日常生活支援員派遣事業	ひとり親家庭の方が病気や看護、事故、災害等で家事に困ったとき家庭生活支援員を派遣することによりひとり親家庭の生活の安定を図る。	継続	こども支援課

施策の方向3 障がい児施策の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもが身近な地域で安心して生活するためには、自立支援医療給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。

本市では発達相談の需要が増加しており、また、発達支援のための保育や教育、療養とが協働した相談体制作りが求められています。発達に課題を抱える子どもの精神発達や心理状況を明らかにする医療・保健分野、日常生活の支援を行う福祉分野、子どもの健やかな学びと育ちを支援する教育・保育分野が相互に連携し、一貫した総合的な取り組みの推進が求められています。

さらに、障がいの状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすため、教員、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得て一人ひとりのニーズに応じた適切な支援等を推進します。

具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
身体障害者手帳の交付	身体障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	継続	社会福祉課
療育手帳の交付	知的障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	継続	社会福祉課
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、残された障がいのある方に終身年金を支給する。	継続	社会福祉課
補装具の交付と修理	身体機能を補完、又は代替する用具の交付や修理を行う。	継続	社会福祉課
難聴児補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の聴力に障がいのある児童の保護者に対し、補聴器の経費の一部を助成する。	平成25年度から継続	社会福祉課
身体障害者等日常生活用具給付等事業	在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）又は難病患者等の日常生活の利便を図るため、用具の給付又は貸与を行う。	継続	社会福祉課
身体障害者・知的障害者相談員	心身に障がいのある方やその保護者から、日常生活の悩み等について相談に応じる。	継続	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度又は中度の心身障がい児を養育している方に支給する。所得による制限がある。福祉施設に入所している場合、長期入院の場合は除外される。	継続	こども支援課
障害児福祉手当の支給	20歳未満で、重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする方へ支給する。	継続	社会福祉課
心身障害者医療費助成	重度の障がいがある方に対し、医療費のうち保険診療の自己負担分について助成する。	継続	社会福祉課



具体的施策	具体的施策の内容	今後の展開	担当課
心身障害児通園施設 「若竹園」	心身に障がいをもつ未就学児童とその保護者が通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	継続	社会福祉課
短期入所事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がいのある子どもを一時的に介護できないときに入所施設で預かる。	継続	社会福祉課
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小中学生の保護者が希望した場合に特別支援学級等で受け入れる。	継続 就学指導方法の検討	学校教育課
障害児保育事業 (再掲)	保育が必要な3歳以上の知的障がい・身体障がい児等で、原則として障がい軽・中程度で集団保育可能な児童を保育する。	継続	こども支援課
放課後等デイサービス	就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。	継続	社会福祉課
児童発達支援	心身に障がいをもつ未就学児童に対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	継続	社会福祉課

第5章



子ども・子育て支援の事業展開

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

1 新制度の事業体系

子ども・子育て支援法により、子どものための現金給付（児童手当）、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

（1）子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、施設等から教育・保育を受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①施設型給付

施設型給付の対象は、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」の教育・保育施設です。市が各施設に対して施設型給付費を支給することになります（法定代理受領）。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

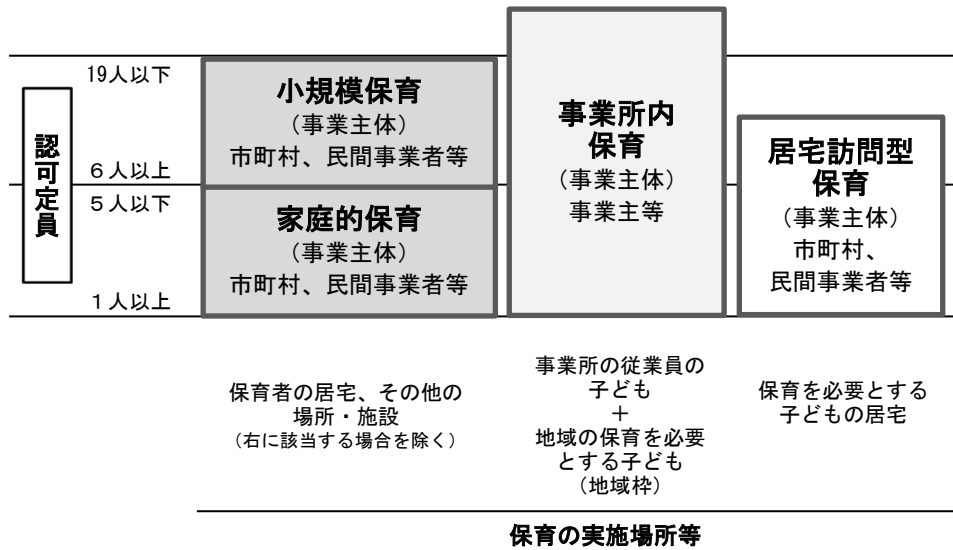
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 0～2歳の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

②地域型保育給付の対象

地域型保育給付の対象は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類の地域型保育事業です。0～2歳の保護者の就労等に応じた保育給付について、市が各事業者に対して地域型保育給付費を支給することになります（法定代理受領）。



図5.1 地域型保育事業の構成



③支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、幼児期の学校教育、保育の利用に当たり支給認定をしたうえで、給付を行う仕組みとなっています。

■支給認定区分

支給認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設等
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし) ※保護者の就労等により保育が必要な場合でも、利用を希望する施設により1号認定も可能。	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の支給認定を受ける子ども)は以下の基準で認定を行う仕組みになっています。なお、保育の利用に当たっては市が保育の必要性の高い児童を優先した利用調整を行います。

事由	就労、保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由
区分*	①保育標準時間 (1日あたり11時間まで) ②保育短時間 (1日あたり8時間まで)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法において13の事業が定められています。

図5.2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業 **重点事業**
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業 **重点事業**
- ④ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑤ 子育て短期支援事業
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ 時間外保育事業
- ⑧ 病児保育事業
- ⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） **重点事業**
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

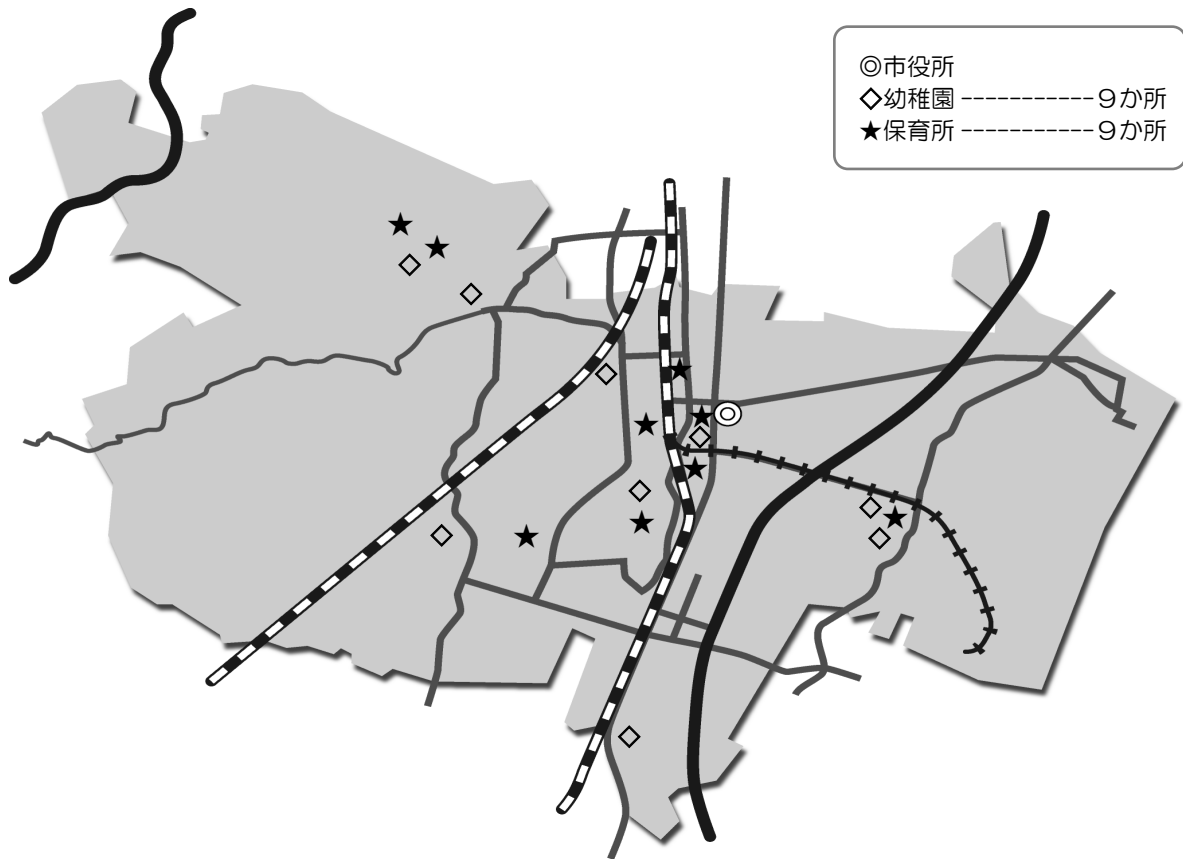


2 教育・保育等の提供区域

提供区域は、事業計画策定や事業実施における単位となるほか、保育所や地域型保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となります。本市では、下記の3点を考慮し、**提供区域を1区域**として設定しました。

- ①教育・保育事業をはじめとする各種事業が市全域を1区域として展開されていること
- ②地理的条件、交通事情から移動が容易であること
- ③人口等に鑑み、各種事業の需給調整、提供体制の判断を行う上で適切な規模であること

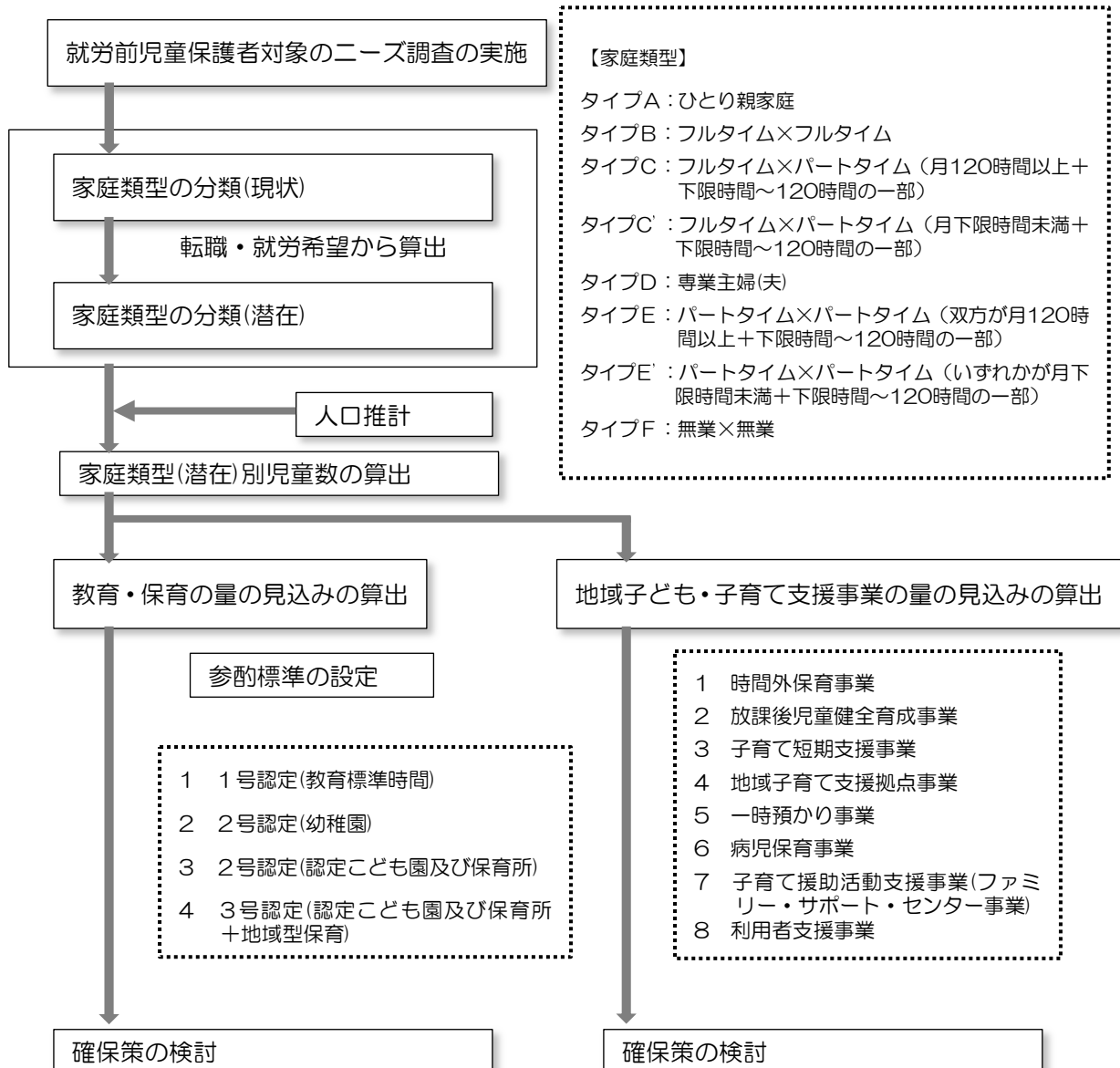
図5.3 市内幼稚園・保育所の位置図



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、推計を行いました。

図5.4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





4 特定教育・保育施設、地域型保育事業

(1) 幼稚園

幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための学校教育法に基づく教育施設です。

○新制度における私立幼稚園の位置づけについて

私立幼稚園は、新制度において施設型給付を受ける「特定教育・保育施設」に移行するか否かを、自ら選択することができます。計画期間内のいずれの年度においても新制度に移行することが可能であり、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能です。

本計画では、私立幼稚園の新制度への移行、とりわけ認定こども園への移行を促進しつつ、新制度に移行しない私立幼稚園も、本市における幼児期の学校教育の担い手と位置づけます。

◆施設型給付を受ける幼稚園◆

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園で、確認制度、保育料の応能負担、運営に係る補助制度等の対象となります。

◆施設型給付を受けない幼稚園◆

従来どおりの運営を続ける幼稚園で、就園奨励費補助事業、私学助成制度の対象となります。

○ 現 状

○私立幼稚園では教育時間以外の時間帯に預かり保育を行い、多様なニーズの受け皿となっています。

○幼稚園の定員数と園児数

幼稚園は市内に公立・私立合わせて9園あります。平成26年5月1日現在、公立幼稚園には95人、私立幼稚園には1,503人の園児が在籍しています。

表5.1 幼稚園定員数と園児数

単位：人

幼稚園名		3歳	4歳	5歳	合計
市立下増田幼稚園	定員数	—	20		20
	園児数	—	8	10	18
市立本郷幼稚園	定員数	—	70		70
	園児数	—	11	28	39
市立愛島幼稚園	定員数	—	20		20
	園児数	—	10	10	20
市立高館幼稚園	定員数	—	20		20
	園児数	—	8	10	18
小 計	定員数	—	130		130
	園児数	—	37	58	95
私立なとり幼稚園	定員数	400			400
	園児数	101	145	147	393
私立なとり第二幼稚園	定員数	340			340
	園児数	103	131	151	385
私立美田園わかば幼稚園	定員数	105			105
	園児数	24	11	5	40
私立ふたば幼稚園	定員数	464			464
	園児数	140	205	209	554
尚綱学院大学附属幼稚園	定員数	120			120
	園児数	35	44	52	131
小 計	定員数	1,429			1,429
	園児数	403	536	564	1,503
合 計	定員数	1,559			1,559
	園児数	403	573	622	1,598

平成26年5月1日現在

表5.2 幼稚園就園率の推移

年次	園児総数（人）	就園率（％）
平成22年	1,282	75.4
平成23年	1,280	70.5
平成24年	1,434	73.9
平成25年	1,473	73.3

※ 就園率：幼稚園修了者数÷小学校1学年児童数×100

資料：学校基本調査報告書（各年5月1日現在）



○ 今後の方向性

- 人口増、多様なニーズに対応するべく、私立幼稚園での受入れを拡充する方向で支援を進めます。
- 市内の私立幼稚園に対し、給付を受ける幼稚園や認定こども園としての新制度への移行に向けて適切な情報提供や支援を行います。

(2) 認定こども園

認定こども園は、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を行うことを目的とした、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

○ 今後の方向性

- 教育・保育を一体的に提供する認定こども園の制度の趣旨を踏まえ、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう私立幼稚園に対し、認定こども園への移行についての適切な情報提供を行うとともに、必要な支援に努めます。

(3) 保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由により、小学校就学前までの子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育することを目的に設置された児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

○ 現 状

○保育ニーズが拡大していることから量の拡充が課題であるとともに、質の向上も求められています。ニーズ調査では保育所の増設や受け入れ人数拡大に対する要望が多くありました。

① 保育所の定員数と入所率

市内には認可保育所が公立で5か所、私立で3か所あります。その定員に対しての入所率は、平成26年4月1日現在で、0歳は94.6%、1～2歳は104.0%、3～5歳は110.2%で、全体で106.4%となっています。

② 保育所の利用率の推移

0～5歳人口は、平成22年度から平成26年度にかけて495人増加しています。一方、保育児童総数は、平成22年度から平成26年度にかけて110人増加しています。保育所の利用率は、平成22年度から平成26年度にかけては0.6%増となっており、およそ16.5%から17.5%の間で推移しています。

③ 保育所が実施している通常保育以外の保育サービス

市では、通常保育以外にも時間外保育や一時預かり事業等の特別保育事業を実施しています。

なお、新制度への移行に伴い、特定保育事業は通常保育と統合されました。



表5.3 保育所定員数と児童数

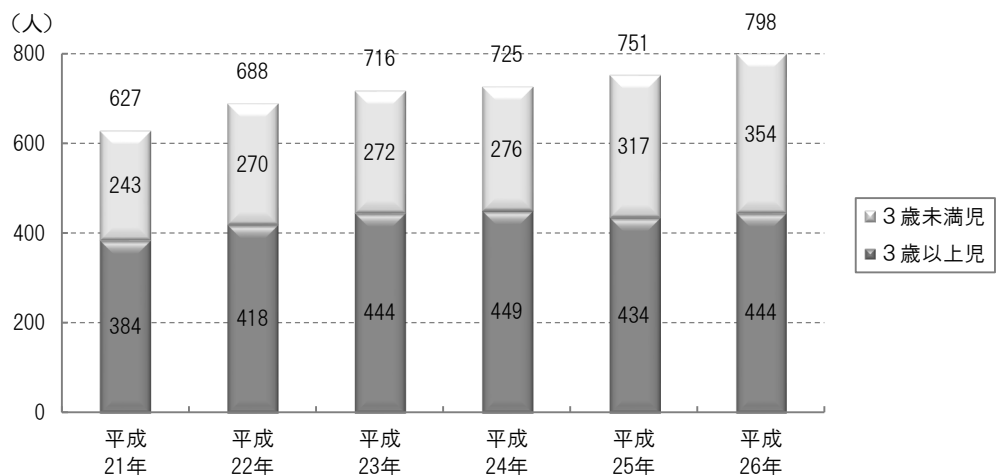
単位：人、最終段：%

保育所名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
増田保育所	定員数	6	18		46			70
	児童数	9	12	12	16	20	13	82
名取が丘保育所	定員数	9	36		65			110
	児童数	9	18	18	24	17	26	112
手倉田保育所	定員数	6	30		64			100
	児童数	6	12	18	23	19	24	102
ゆりが丘保育所	定員数	8	24		58			90
	児童数	6	10	14	16	21	15	82
高館保育所	定員数	15	42		63			120
	児童数	10	19	21	19	26	23	118
名取みたぞの保育園	定員数	12	33		55			100
	児童数	12	18	18	20	25	26	119
名取あけぼの保育園	定員数	12	36		52			100
	児童数	12	18	18	20	28	23	119
なとり保育園	定員数	6	54		/			60
	児童数	6	25	33				64
計	定員数	74	273		403			750
	児童数	70	132	152	138	156	150	798
	入所率※	94.6	104.0		110.2			106.4

※ 入所率は、定員に占める在所児童数の比率を示しています。

平成26年4月1日現在
資料：こども支援課

図5.5 保育所の児童数の推移



各年4月1日現在
資料：こども支援課

表5.4 保育所利用率の推移

区分	0～5歳人口（人）	保育児童総数（人）	利用率（%）
平成22年度	4,070	688	16.9
平成23年度	4,200	716	17.0
平成24年度	4,147	725	17.5
平成25年度	4,272	751	16.5
平成26年度	4,565	798	17.5

※ 利用率：保育児童総数÷0～5歳人口×100

各年4月1日現在
資料：こども支援課

表5.5 通常保育以外の保育事業

	時間外保育		障害児保育	一時預かり	乳児保育	子育て支援センター
	延長30分	延長1時間				
増田保育所	○	—	どこの保育所でも受け入れ可能	—	○ (6か月から)	—
名取が丘保育所	○	—		○	○ (6か月から)	—
手倉田保育所	—	○		—	○ (6か月から)	—
ゆりが丘保育所	○	—		—	○ (6か月から)	—
高館保育所	—	○		○	○ (2か月から)	○
名取みたぞの保育園	—	○		○	○ (2か月から)	—
名取あけぼの保育園	—	○		—	○ (2か月から)	—
なとり保育園	—	○	—	—	○ (8か月から)	—
計（か所）	3	5	7	3	8	1

※ 延長保育事業は、通常の保育時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

※ 障害児保育については、満3歳以上で障がいの程度が中程度であり、集団保育が可能な幼児が対象となります。

資料：こども支援課

○ 今後の方向性

- 保育ニーズの拡大に対応できるよう、多様な保育形態や民間活力を活用しての受け入れ人数の拡大を検討します。
- 平成27年度から、愛の杜めぐみ保育園が認可外保育施設から認可保育所に移行します。



(4) 地域型保育事業 重点事業

地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を総称したもので、待機児童対策、小規模できめ細やかな保育のため、0～2歳の保育が必要な乳幼児を対象とする保育事業で、いずれも市の認可事業です。多様な主体からの参入、既存の認可外保育施設からの移行が想定されています。連携保育所の設定や研修の義務化等、保育の質の向上を図る仕組みが導入されます。

○ 現 状

○特に1～2歳児の保育ニーズが急増しており保育の量的拡大が必要です。また、ニーズ調査では認可外保育施設利用者に対する財政支援や家庭的保育事業（保育ママ制度）導入についての要望がありました。

○ 今後の方向性

○急増する保育ニーズに対応するため、小規模保育事業、家庭的保育事業に新たに取り組み、市内の認可外保育施設から小規模保育事業への移行を推進します。

表5.6 地域型保育事業

事業名称	事業内容	今後の方向性
小規模保育事業	小規模保育事業は、保育が必要な0～2歳の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の保育事業です。 A型、B型、C型の3類型があり、いずれも市の認可事業です。 様々な運営主体の参入により、保育の量的拡充を図ります。	既存の認可外保育施設からの移行を推進するほか、新たな事業者により、保育ニーズに対応します。
家庭的保育事業	家庭的保育事業は、保育が必要な0～2歳の乳児・幼児を対象とし、研修を受けた家庭的保育者の居宅等で保育を行う定員5人以下の保育事業です。 家庭的な雰囲気の中で保育を行います。	新たな事業者により、保育ニーズに対応します。
事業所内保育事業	事業所内保育事業は、保育が必要な0～2歳の乳児・幼児を対象とし、事業主等が設置し従業員の子ども保育を行う保育事業で、定員に合わせた地域枠の設定が必要となっています。	認可外保育の施設として運営している市内の事業所内保育施設等に対し適切な情報提供や支援を行います。
居宅訪問型保育事業	病気や障害、その他の事由で集団保育が困難であり、保育が必要な0～2歳の乳児・幼児を対象とし、当該乳児・幼児の居宅等で保育を行う保育事業です。	高い専門性が求められることから障害児保育事業や障害児在宅支援等他の事業で補完するとともに、適切な支援の方向性について検討します。

(5) 認可外保育施設

認可外保育施設は、乳幼児を保育することを目的とする、地域型保育給付対象外となる保育所等の認可を受けていない施設を総称したもので、市内には認可外保育施設、事業所内保育施設があります。

○ 今後の方向性

- 4歳未満の乳幼児の保育のため補助事業を継続するほか、保育の質的向上のために給付対象事業への移行や研修についての情報提供等を行います。
- 保育の質的・量的拡充のため、地域型保育事業への移行を推進します。

(6) 連携の推進

質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士の相互の密接な連携が求められています。

○ 今後の方向性

- 一人ひとりの子どもの乳幼児期からの発達や教育・保育の連続性を考慮し、幼稚園・保育所等と小学校、放課後児童健全育成事業者の相互の密接な連携を推進します。
- 地域型保育事業について、質の高い教育・保育の利用が可能となるよう、保育の提供等の支援について市が積極的に関与します。
- 各種会議・研修、利用者支援事業等を通して各施設の連携や情報交換を行い、質の高い教育・保育の提供に努めます。



5 教育ニーズ・保育ニーズの量の見込みと確保方策

(1) 教育ニーズ（幼稚園、認定こども園）

満3歳から小学校就学前までの児童に対する幼児期の学校教育に関するニーズ(1号認定)について下記のとおり量の見込みを算出し、受け入れ体制を確保します。

表5.7 教育ニーズの量の見込みと確保方策

単位：人

確保方策	1号（3～5歳学校教育のみ）					
	現況値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（需要量）		1,424	1,462	1,500	1,480	1,467
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	130	130	90	70	70
	確認を受けない幼稚園	1,409	1,489	1,489	1,489	1,655
	地域型保育事業					
③認可外保育施設						
需給ギャップ【(②+③)-①】		195	117	59	245	258

現況値は平成26年、確保方策は各年4月1日の定員数

○ 今後の方向性

- 現在私立幼稚園では定員を超えた受け入れを行っており、市内外を問わず広域的な利用がされています。定員変更等により受け入れ体制を確保します。
- 保護者の就労等により保育が必要な2号認定の幼児期の学校教育の利用希望が強い保育ニーズについては幼稚園又は認定こども園の利用を希望していることから、1号認定の幼稚園において受け入れ体制を確保します。

(2) 満3歳から小学校就学前までの保育ニーズ（保育所、認定こども園）

満3歳から小学校就学前までの保護者の就労等により保育が必要な乳幼児に対する保育に関するニーズ（2号認定）について下記のとおり量の見込みを算出し、受け入れ体制を確保します。

表5.8 満3歳から小学校就学前までの保育ニーズの量の見込みと確保方策

単位：人

確保方策	現況値	2号（3～5歳保育の必要性あり）									
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外
①量の見込み（需要量）		236	547	242	559	248	569	245	562	243	558
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	403	433	433	433	433	433	499	499	499	499
	確認を受けない幼稚園										
	地域型保育事業										
③認可外保育施設	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	
需給ギャップ【(②+③)-①】		△287	△305	△305	△321	△321	△245	△245	△245	△239	

現況値は平成26年、確保方策は各年4月1日の定員数

○ 今後の方向性

○現在認可保育所では定員を超えて弾力的な受け入れを行っており、定員変更により受け入れ体制を確保します。

(3) 0～2歳の保育ニーズ（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

0～2歳の保護者の就労等により保育が必要な乳幼児に対する保育に関するニーズ（3号認定）について下記のとおり量の見込みを算出し、受け入れ体制を確保します。

表5.9 0歳の保育ニーズの量の見込みと確保方策

単位：人

確保方策	現況値	3号（0歳保育の必要性あり）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（需要量）		128	128	129	129	129
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	74	80	80	80	80
	確認を受けない幼稚園					
	地域型保育事業		31	31	31	36
③認可外保育施設	2	13	13	13	13	13
需給ギャップ【(②+③)-①】		△4	△4	△5	0	0

現況値は平成26年、確保方策は各年4月1日の定員数



表5.10 1歳から2歳の保育ニーズの量の見込みと確保方策

単位：人

確保方策	3号（1・2歳保育の必要性あり）					
	現況値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（需要量）		383	378	379	380	381
②確保方策（供給量）	特定教育・保育施設	273	297	297	297	297
	確認を受けない幼稚園					
	地域型保育事業		64	64	64	68
③認可外保育施設	13	16	16	16	16	16
需給ギャップ【(②+③)-①】		△6	△1	△2	1	0

現況値は平成26年、確保方策は各年4月1日の定員数

○ 今後の方向性

○供給体制に若干の不足が出る見込みであることから、地域型保育事業により受け入れ体制を確保するよう、小規模保育事業、家庭的保育事業を新たに実施し量的拡充を図ります。

○ 保育利用率の目標値

○0～2歳の乳幼児人口に占める、保育が必要な乳幼児（3号認定）の確保方策における特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員が占める割合について、各年度の目標値を下記のとおり定め、保育の場の確保に取り組みます。

表5.11 0～2歳の特定教育・保育施設及び地域型保育事業の保育利用率の目標値

区分	0～2歳推計人口（人）	確保方策利用定員（人）	利用率目標値（%）
平成27年度	2,238	472	21.1
平成28年度	2,221	472	21.3
平成29年度	2,228	472	21.2
平成30年度	2,233	481	21.5
平成31年度	2,237	481	21.5

※ 保育利用率：特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員÷0～2歳の乳幼児の推計人口×100

6 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

（1）利用者支援事業

利用者支援事業は、身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談・助言を行う事業です。

○ 今後の方向性

○前倒しで平成25年度より「子育てコーディネーター」（有資格者）による市窓口での相談・支援を実施しており、今後も継続して取り組みます。

表5.12 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業 重点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

○ 現 状

平成10年度から増田保育所（平成26年度より増田児童センターに実施場所変更）、平成13年度から高館保育所、平成24年度から那智が丘児童センターで実施しています。

表5.13-1 地域子育て支援拠点事業の実績

単位：人、件、回

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	13,623	15,733	17,700	18,268
サロン利用数	6,334	9,067	10,941	11,204
相談件数	300	368	418	409
サークル支援回数	25	22	24	28



○ 今後の方向性

- ニーズ調査で、子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい、親子で楽しめるイベントを増やしてほしいという要望が多くありました。
- 家庭で子育てをする世帯が安心して子育てができるよう事業の充実を図り、利用者の満足度を高めます。

表5. 13-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：上段/延べ利用人数、下段/か所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	28,326	28,218	28,296	28,357	28,402
	4	4	4	4	4
確保方策	19,200	19,200	19,200	28,800	28,800
	3	3	3	4	4

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○ 現 状

表5. 14-1 乳児家庭全戸訪問事業の実績

単位：世帯、%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象家庭数	689	650	669	738
訪問家庭数	625	611	625	724
訪問率	90.7	94.0	93.4	98.1

○ 今後の方向性

- 現在対象世帯の約98%を訪問しており、今後も継続して取り組みます。

表5. 14-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	674	676	677	678	678
確保方策	674	676	677	678	678

(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

○ 現 状

<養育支援訪問事業>

表5.15-1 養育支援訪問事業の実績

単位：世帯、件

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問 実家庭数	育児・家事援助	13	26	35	44
	専門的相談支援	2	6	5	6
	計	15	32	40	50
訪問 延件数	育児・家事援助	181	405	487	678
	専門的相談支援	72	17	14	26
	計	253	422	501	704

<要保護児童等に対する支援に資する事業>

- ・要保護児童対策地域協議会による代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の開催
- ・家庭児童相談の実施

○ 今後の方向性

<養育支援訪問事業>

○養育支援や要保護児童として支援が必要な家庭の早期発見、早期支援に努めます。

表5.15-2 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：世帯

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50



＜要保護児童等に対する支援に資する事業＞

- 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図ります。
- 家庭児童相談において、家庭における人間関係の健全化及び児童福祉の適正化等相談・指導・援助の充実を図ります。全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ成長することができるよう相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

（５）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

○ 今後の方向性

- 市では実施していない事業ですが、県と連携し必要な支援に努めます。

（６）一時預かり事業（預かり保育事業）

◆一時預かり事業（一般型）◆

家庭で保育を行っている家庭において一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（一般型）は、保育所で行う一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち病児・緊急対応強化事業を除く就学前児童を対象とする部分、トワイライトステイ事業の3事業を併せた内容です。

◆一時預かり事業（幼稚園型）◆

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う事業です。

※預かり保育事業

新制度に移行しない私立幼稚園で通常の教育時間を超えて子どもを預かる事業です。

○ 現 状

名取が丘保育所、高館保育所、名取みたその保育園で一時預かり事業（在園児対象型を除く）に取り組んでいます。

表5.16 一時預かり事業（在園児対象型を除く）の実績

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	1,759	1,846	2,100	1,845

○ 今後の方向性

- 一時預かり事業（一般型）については今後も継続して取り組みます。
- 一時預かり事業（幼稚園型）のニーズについては、各幼稚園において一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育事業により受け入れ体制の確保が可能です。
- 新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園に対して国の制度に基づき補助等を行います。

表5.17-1 一時預かり事業（一般型）の量の見込みと確保方策

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		4,535	4,535	4,535	4,535	4,535
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
	子育て援助活動支援事業（未就学児）（病児・緊急対応強化事業を除く）	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

※ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は市では実施していない事業ですが、県と連携し必要な支援に努めます。

表5.17-2 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	56,640	58,080	59,520	58,800	58,320
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型）※	56,640	58,080	59,520	58,800	58,320

※ 計画策定時における意向調査において市内の私立幼稚園は新制度に移行しないため、預かり保育事業による確保方策とします。



(7) 時間外保育事業

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

○ 現 状

表5. 18-1 認可保育所における時間外保育事業の実績

単位：人

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
249	212	313	360

○ 今後の方向性

○ニーズ調査では、時間延長を求める要望がありました。児童の健全育成の観点から、長時間保育が子どもに与える影響も踏まえ、事業内容を検討します。

表5. 18-2 時間外保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	434	434	434	470	470
確保方策	434	434	434	470	470

※ 次世代育成支援行動計画では「延長保育事業」としていたが、新制度において「時間外保育事業」とするもの。

(8) 病児保育事業

病児保育事業の類型は、下記に分類されます。

◆病児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期に至らなく、当面の症状の急変が認められない場合に病院等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆病後児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆体調不良児対応型◆

看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的・保健的な対応等を図る事業です。

◆子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)◆

ファミリー・サポート・センター事業の協力会員が病気やケガ等で体調不良の子どもを自宅等で預かる事業です。

○ 現 状

平成22年度より名取みたその保育園で病後児保育事業を実施しています。

表5.19-1 病後児保育事業の実績

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	82	105	98	120

○ 今後の方向性

〇市では病後児保育事業に取り組んできましたが、今後も継続して病児保育事業（病後児対応型）に取り組めます。平成27年度より病後児対応型の実施場所を1か所増（愛の杜めぐみ保育園）とするほか、ニーズの高い病児対応型について実施を検討します。

表5.19-2 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込みと確保方策

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	667	667	667	667	667	
確保方策	病児保育事業	960	960	960	960	960
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

※ 次世代育成支援行動計画では「病児・病後児保育事業」としていたが、新制度において「病児保育事業」とするもの。

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 重点事業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正により、小学6年生までの対象拡大、基準の明確化がなされました。市では就労支援等のため全ての放課後児童クラブの実施時間を19時まで延ばし、事業の拡大・充実を図っています。

○ 現 状

〇本市では平成26年度現在、各小学校区ごとに1か所の放課後児童クラブがあり、市全体で10か所あります。



表5. 20-1 放課後児童クラブ登録児童と定員数

単位：人

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録児童数	422	445	449	480	515
定員数	510	490	510	510	510

各年5月1日現在
資料：こども支援課

表5. 20-2 放課後児童クラブ登録児童数

単位：人

放課後児童クラブ	登録児童数	放課後児童クラブ	登録児童数
増田	69	名取が丘	34
増田西	67	館腰	29
相互台	33	ゆりが丘	52
那智が丘	37	下増田	74
愛島	88	高館	32

平成26年5月1日現在
資料：こども支援課

○ 今後の方向性

- 新たな基準に則り、研修事業等により職員の資質の向上に努めます。
- 利用人数に応じた施設の整備を図ります。
- 活動内容の充実を図ります。

表5. 20-3 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

単位：人、か所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	総数	638	664	668	702	719
	低学年	536	560	564	594	606
	高学年	102	104	104	108	113
	実施か所	10	10	10	10	10
確保方策	総数	638	664	668	702	719
	低学年	536	560	564	594	606
	高学年	102	104	104	108	113
	実施か所	10	10	10	10	10

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学後】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は地域において、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。

○ 今後の方向性

○小学生を対象とする援助活動について、就労形態や家庭状況の多様化から、今後とも現状と同程度の事業のニーズが見込まれます。協力会員及び利用会員の募集を継続して行うとともに、事業の周知に努めます。

表5.21 子育て援助活動支援事業（就学後）の量の見込みと確保方策

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
確保方策	子育て援助活動支援事業（就学後）	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○ 現 状

妊娠届時に母子手帳とともに、又は転入時に母子手帳別冊とともに14回分の健康診査受診券を交付しています。届出時期、転出入により、1人あたりの受診回数は平均11回となっています。

表5.22-1 妊婦健康診査受診票交付者数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付者数	753	704	817	799

○ 今後の方向性

○妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、適切な受診の啓発に努めます。



表5. 22-2 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

単位：上段/人、下段/回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	788	790	791	792	792
	8,668	8,690	8,710	8,712	8,712
確保方策	788	790	791	792	792
	8,668	8,690	8,710	8,712	8,712

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

○ 今後の方向性

○国の制度に基づき実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が参画することを促進するための事業は、新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

○ 今後の方向性

○国の制度に基づき実施を検討します。

第6章



計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

基本理念の実現に向けて、本計画を着実に推進するためには、家庭をはじめとして幼稚園、保育所、学校、企業、地域等が、それぞれの立場に応じた役割を担い、互いに連携していくことが求められます。

(1) 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が、子育ての中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められます。

(3) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4) 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

(5) 行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施することが求められます。

資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋



2 計画の達成状況の点検及び評価について

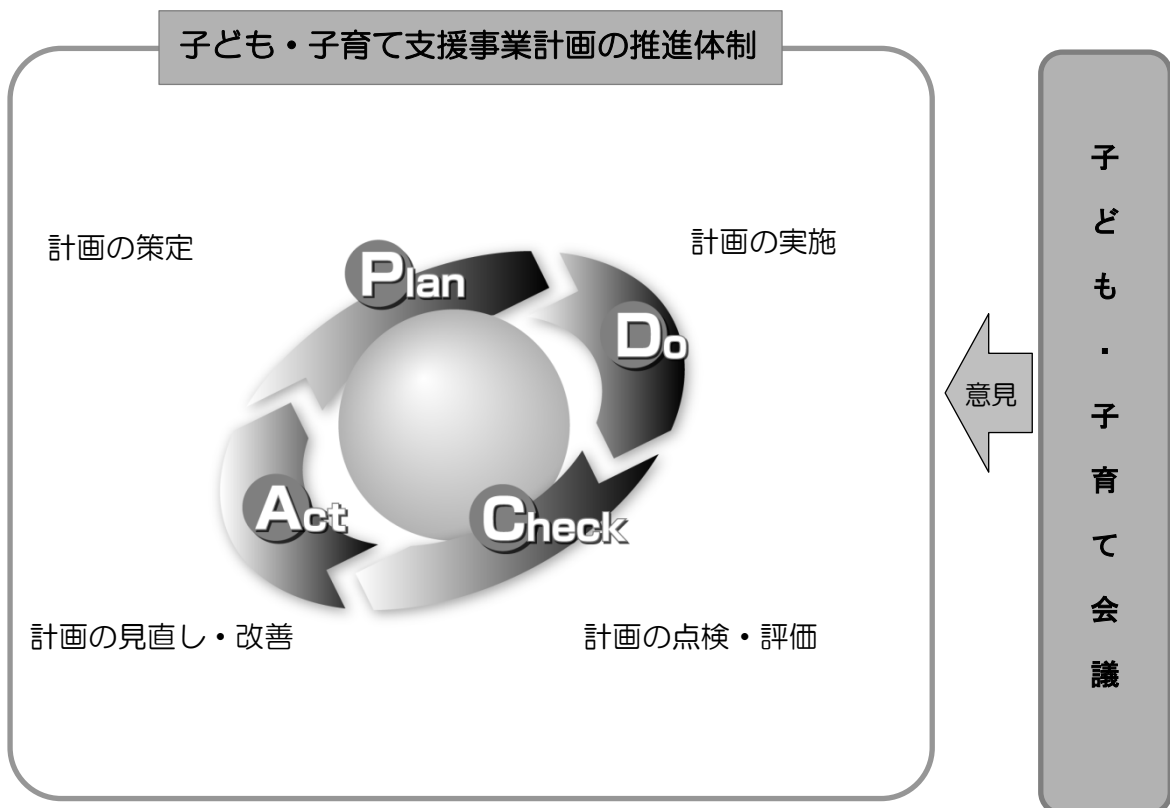
(1) 計画の推進体制と方策

名取市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、名取市子ども・子育て会議条例を制定し設置した名取市子ども・子育て会議において検討を行い策定したものです。子ども・子育て会議には学識経験者や子育て関係団体、事業者、市民の代表などから参画いただいております。計画の推進にあたっては、市が主体となり国や県、近隣市町村と連携を図るとともに、子ども・子育て会議を中心に市民や事業者と行政が協働で取り組んでいます。

計画策定後についても、名取市子ども・子育て会議で、平成27年度から31年度の計画期間の5か年間において毎年度、計画の進捗状況を点検、評価し、計画策定時に算出した各事業の量の見込みと実際の状況に乖離が見られた場合、中間年度（平成29年度）を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

(2) 計画の評価の仕組み

計画の評価・点検にあたっては、各年度末における事業の進捗状況を調査し、子ども・子育て会議に報告するとともに、計画の点検・評価、提言をいただき、次年度以降の計画の推進につなげます。



資料編



資料編

1 市民の声

(1) ニーズ調査における自由意見・要望等について

平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月に実施したニーズ調査の自由意見・要望等を下記の項目で分類したところ、就学前児童では延べ 583 件、小学校児童では延べ 325 件のご意見をいただきました。

就学前児童では、保育所、幼稚園、子育て支援センターへのご意見が多く、小学校児童では児童センター・放課後児童クラブ、乳幼児等医療費助成についてのご意見が多くなっています。

回答者の意見・要望の内容		就学前児童の 保護者	小学校児童の 保護者
		人数（件）	人数（件）
1	保育所について	106	12
2	一時預かり事業について	21	3
3	病児・病後児保育事業について	6	5
4	その他の保育事業について	9	1
5	児童センター・放課後児童クラブについて	71	78
6	地域子育て支援拠点事業等について	49	12
7	幼稚園について	48	8
8	子育て環境の充実について	23	15
9	子育て相談窓口について	3	2
10	子育てイベントの開催について	17	-
11	子育て関連情報の発信について	22	6
12	障害児支援について	14	7
13	ファミリー・サポート・センターについて	4	3
14	育児支援サービスについて	3	-
15	保健センターについて	6	2
16	乳幼児等医療費助成について	42	63
17	医療機関について	25	7
18	乳幼児健診について	16	-
19	予防接種について	7	6
20	道路・公園等の整備について	43	35
21	学校・教育について	20	26
22	経済的支援について	7	7
23	図書館について	3	4
24	体育・文化施設について	4	3
25	その他	14	20



(2) 主な意見・要望等

区 分		主な意見・要望等
1	保育所について	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所を増設してほしい。 ○待機児童問題を解決してほしい。 ○0歳児、1歳児の受入れ人数を増やしてほしい。 ○保育所の開所時間を7:00からにしてほしい。 ○保育料を軽減してほしい。
2	一時預かり事業について	<ul style="list-style-type: none"> ○もっと気軽に預けることができる場所があるとよい。 ○実施保育所の拡大を検討していただきたい。
3	病児・病後児保育事業について	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をしているため、病気中でも保育できる施設があると助かる。 ○病気の時に預かってくれる保育所や病院がほしい。
4	その他の保育事業について	<ul style="list-style-type: none"> ○夜に預けられるところを作ってほしい。 ○認可保育所に入れず、認可外保育施設に入っている人にも何かしらの援助があると助かる。 ○保育ママの制度を導入してほしい。
5	児童センター・放課後児童クラブについて	<ul style="list-style-type: none"> ○愛島、下増田に児童センターを作ってほしい。 ○那智が丘児童センターの土曜日利用が便利。 ○放課後児童クラブは19:00までの受入れにしてほしい。 ○児童センターで乳幼児が参加、入館しやすい行事などを行って乳幼児の利用が増えればと思う。
6	地域子育て支援拠点事業等について	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターの場所を増やしてほしい。 ○利用できていつも混んでいて、1・2歳児が多いと安心して遊べるスペースがない。 ○仙台市で実施している「のびすく」のような、気軽に親子で行って遊ぶことのできる施設がほしい。
7	幼稚園について	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園を増設してほしい。 ○幼稚園保育料について子どもの人数、世帯主の収入で区別せず負担を軽減してほしい。 ○幼稚園などの情報を手元に届くようにしてほしい。
8	子育て環境の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ○名取市は子育てに関してはまだすすんでいないように思うので、改善されることを期待。
9	子育て相談窓口について	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談、傾聴のシステムなど、予約なしで気軽に対応してほしい。 ○相談窓口を充実させてほしい。
10	子育てイベントの開催について	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントを定期的を開いていただけるので、親子で参加でき、とても楽しい。 ○親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい。 ○市主催の子育て支援イベントが少ない。

11	子育て関連情報の発信について	<p>○子育て支援に関する情報がパンフレットなどにまとめて記載されているとわかりやすい。</p> <p>○イベント等あるときはもっとわかりやすく案内してほしい。</p> <p>○ホームページの情報を充実させてほしい。</p>
12	障害児支援について	<p>○障害のある児童の療育の充実をしてほしい。</p> <p>○発達障害のある子どもが入園できる幼稚園が増えたらうれしい。</p> <p>○障害児の交流をしてほしい。</p>
13	ファミリー・サポート・センターについて	<p>○利用料金が高い。</p> <p>○突発的な利用ができない。</p>
14	育児支援サービスについて	<p>○末子を出産した際「育児ヘルプサービス」を利用させていただき、本当にありがたかった。もっと期間と回数を増やしていただきたい。</p> <p>○出産前、入院中、産後に身近にサポートしてくれる人がいない。</p>
15	保健センターについて	<p>○保健センターで月1回行われる育児や健康について相談できる場があるのはとても良いと思う。</p> <p>○できれば保健師さんだけでなく、心理の先生など具体的なアドバイスをいただける環境を整えてほしい。</p>
16	乳幼児等医療費助成について	<p>○医療費助成の対象年齢を引き上げてほしい。</p> <p>○小学生の内は子どもの医療費を無料にしてほしい。</p> <p>○子どもの医療費助成の所得制限を廃止してほしい。</p>
17	医療機関について	<p>○市内で夜間に小児をみってくれる病院がなく不安に思う。</p> <p>○子どもを安心して連れていける病院が少ないので整備してほしい。</p>
18	乳幼児健診について	<p>○みどり台に住んでいるが、赤ちゃん健診や予防接種で保健センターまで行くのが大変だった。</p> <p>○健診を午前中に行ってほしい。子どもが一番眠い時間だと母子ともに負担が大きい。</p> <p>○健診の情報をわかりやすく提供してほしい。</p>
19	予防接種について	<p>○予防接種について、一部でもいいので助成してほしい。</p>
20	道路・公園等の整備について	<p>○歩いて出かけやすいように歩道をしっかり作ってほしい。</p> <p>○気軽に出かけられる公園を増やしてほしい。</p> <p>○子どもたちが遊べる公園が少なく感じる。</p>
21	学校・教育について	<p>○子どもの数が増えているところは学区の再編が必要だと思う。</p> <p>○放課後や土曜日の学習支援の場があるとよい。</p> <p>○学校に係る学用品や給食費の負担を軽減してほしい。</p>
22	経済的支援について	<p>○助成制度を拡充してほしい。</p>
23	図書館について	<p>○図書館が移動式で貸出をしてくれると利用しやすい。</p> <p>○子ども向けの本の種類や冊数を増やしてほしい。</p>
24	体育・文化施設について	<p>○無料で遊べる体育館や施設があるとよい。</p>



2 名取市子ども・子育て会議

(1) 名取市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、名取市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、名取市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

- (1) 名取市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(2) 委員名簿

選出区分	関係機関	氏名	役職
学識経験者	尚綱学院大学子ども学科 教授	安田 勉	会長
学識経験者	尚綱学院大学子ども学科 教授	東 義也	
公募市民	公募市民	武田 久美子	
公募市民	公募市民	相澤 由希	
保護者代表	育児サークル	遠藤 真由美	
保護者代表	名取市保育所親の会	志子田紀美江	
保護者代表	尚綱学院大学附属幼稚園 P T A	高橋 美奈	
関係団体	名取市父母教師会連合会	布田 早苗	
関係団体	名取市民生委員児童委員協議会	松浦 美恵子	
関係団体	青少年健全育成名取市民会議	大政 真樹	
事業従事者	学校法人寿なとり学園 理事長	佐藤 宏郎	
事業従事者	社会福祉法人宮城福祉会	阿部 芳博	
事業従事者	特定非営利活動法人子育て応援団 ひよこ 理事長	齋藤 勇介	
関係行政機関	宮城県子ども総合センター (～H26.3)	千葉 武	
関係行政機関	宮城県子ども総合センター (H26.4～)	大野 嘉泉	
関係行政機関	名取市高館小学校長	齋 久美子	

(3) 会議の開催日と審議内容

年度	月日	開催会議等	協議内容
平成 25 年度	10月30日	第1回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業推進連絡会議について 子ども・子育て支援新制度の概要について
	11月6日	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 会議の運営について 子ども・子育て会議について 子ども・子育て支援新制度の概要について 諮問
	11月27日	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査について
	12月17日 ～1月7日	子育て支援に関するアンケート調査	
	1月30日	第2回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議について 放課後児童健全育成支援事業について
	3月24日	第3回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート調査の結果(単純集計)について
	3月26日	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート調査の結果(単純集計)について 子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 26 年度	6月25日	第1回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育提供区域の設定について 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について 子ども・子育て支援新制度において法整備が求められる各種基準について
	7月2日	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育提供区域の設定について 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について 子ども・子育て支援新制度において法整備が求められる各種基準について
	10月2日	第2回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画について(量の見込みと確保方策) 新制度における放課後児童健全育成事業について 新制度における保育所保育料について
	10月9日	第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画について(量の見込みと確保方策) 子ども・子育て支援新制度における各種基準について(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案、保育料の考え方について)
	1月19日	第3回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画(素案)について 保育料について
	1月21日	第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	2月18日 ～3月9日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 意見提出 5件
	3月24日	第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設、地域型保育事業の認可と確認について 答申
	3月26日	第4回子ども・子育て支援事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画について



(4) 子ども・子育て会議への諮問

名こ発第 835 号

平成25年11月6日

名取市子ども・子育て会議

会長 安田 勉 様

名取市長 佐々木 一十郎

名取市子ども・子育て支援事業計画策定について(諮問)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する「名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、同条第7項の規定及び名取市子ども・子育て会議条例第2条により、貴会議の意見を求めます。

◎諮問の趣旨

名取市の地域性を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策が総合的かつ計画的に推進できるよう、子ども・子育て支援当事者の観点、また、専門的な観点からご審議いただきたく、名取市子ども・子育て会議に意見を求めるものがあります。



子ども・子育て会議 答申の様子

(5) 子ども・子育て会議からの答申

平成27年3月23日

名取市長 佐々木 一十郎 様

名取市子ども・子育て会議
会長 安田 勉

名取市子ども・子育て支援事業計画策定について(答申)

平成25年11月6日付け名こ発第835号にて本会議に諮問のありました標記の件につきましては、慎重に審議しました結果、別紙計画案の通りとする結論を得ましたので答申いたします。

なお、この計画が真に名取市の地域性を踏まえた子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらには保護者が子育てに関する第一義的な責任を有するという基本的認識のもと子育てを社会全体で支えるものとなるよう、下記の事項に配慮されるよう要望いたします。

記

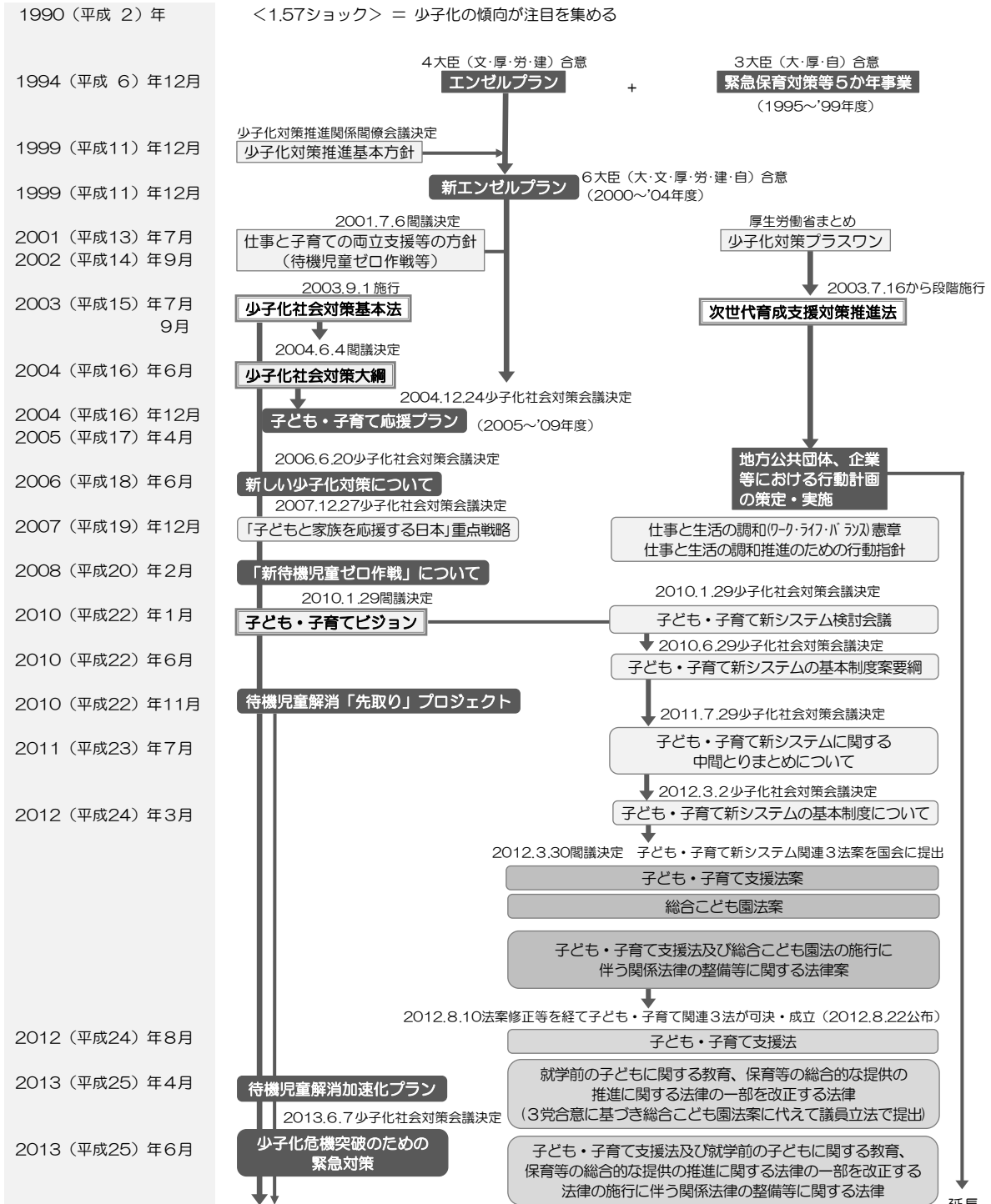
【要望事項】

1. 保育ニーズに対応する確保方策について、量的拡充はもとより、保育の質の維持・向上を図ること。
2. 児童センターのない地区への早期整備を図ること。
3. 家庭で子育てする世帯への支援を充実させること。特に、子育てに関する情報提供体制や子育て支援イベントの充実を図ること。
4. 子どもの健全育成の観点から長時間保育が子どもに与える影響も踏まえ、保護者等に対し仕事と家庭の両立支援を行うと共に、子育てしやすい職場づくりの普及啓発に努めること。



3 国における少子化対策の経緯

図7.1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より



名取市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 名取市健康福祉部こども支援課

住 所 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80

TEL 022-724-7118 FAX 022-384-2101

